

厚生福社会行動計画

法人の各事業所に勤務する職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～ 令和9年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 改正後 育児休業等に関する規則の周知をはかる。

〈取組内容〉

- ・ 令和7年4月～ 職員会議等で、各施設の事務担当者より規則の説明を行う。
対象となった職員に対する説明を適宜実施する。
- ・ 令和9年3月 取得実績のまとめ

目標2 各事業所の平均有休取得率を付与日数に対して行動計画策定後＝100%を目指す

〈取組内容〉

- ・ 令和7年4月～ 事業所ごとの担当チームにおいて、前期実績を振り返るとともに、今期の取り組みを検討する。
- ・ 令和7年7月～ 施設長会議にて四半期ごとに取得実績確認を行い、各施設の状況を共有する。
- ・ 令和8年4月～ 令和7年度の実績確認、令和8年度 of 取組検討・実施
- ・ 令和9年3月 令和8年度の実績確認・総括

目標3 再雇用または中途採用の実績を男女とも1名以上とする。

〈取組内容〉

- ・ 令和7年4月～ 定年を迎える職員がいる場合や中途採用が必要となった場合に、男女関わらず申請承認あるいは採用の対象とするよう周知する。
- ・ 令和8年4月 令和7年度の実績確認
- ・ 令和9年3月 令和8年度の実績確認・総括

目標4 就業規則上の超過勤務時間数を法人平均毎月7時間未満にする。

〈取組内容〉

- ・ 令和7年4月～ 毎月勤怠システムにて超過勤務時間数の確認を各事業所において実施する。
施設長会議にて前月超過勤務時間数の実績確認を行い、各施設の状況を共有する。
- ・ 令和8年4月 令和7年度の実績を総括する
- ・ 令和9年3月 令和8年度の実績・2か年の総括を行う